

事務連絡
平成23年5月2日

都道府県
各 指定都市 民政主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成23年度第一次補正予算における社会福祉施設等の復旧支援について

今回の東日本大震災においては、社会福祉施設等が全半壊する等の被害も多数発生しており、その復旧を図ることは喫緊の課題であります。

そのため、本日成立した「平成23年度第一次補正予算」の中に、被災した社会福祉施設等の復旧を支援するための措置を下記のとおり盛り込んだところです。

つきましては、関係機関及び社会福祉法人等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村への周知についてよろしくお願いいたします。

記

1. 社会福祉施設等の災害復旧に係る施設整備について

(1) 国庫補助率の引き上げ

今回の東日本大震災で被災した社会福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を別紙1のとおり引き上げます。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。)及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による被害を受けた市町村、被災区域は別途定められる予定であり、これにより各地域の補助率が決定することとなります。

(参考1) 平成23年度第一次補正予算における措置内容の例

<介護施設等>

国庫補助率の引上げ 1 / 2 2 / 3 (例: 認知症高齢者グループホームなど)
1 / 3 1 / 2 (例: 介護老人保健施設など)

<障害者支援施設等>

国庫補助率の引上げ 1 / 2 2 / 3 (例: 障害者支援施設、グループホーム・
ケアホーム、就労継続支援事業等を行
う障害福祉サービス事業所など)

<児童福祉施設等>

国庫補助率の引上げ 1 / 2 2 / 3 (例: 児童相談所など)
1 / 3 1 / 2 (例: 児童厚生施設など)

上記のほか、激甚法に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。
(例: 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、保育所、児童養護施設など)

(2) 社会福祉法人立施設への補助率引き上げ

被災した社会福祉法人立施設の復旧に係る施設整備の法人負担は、施設種別に応じて1 / 6 ~ 1 / 2 となります。)(ただし、補助率引き上げの対象となる施設は、下記の要件を満たす地域の施設に限られます。)

* 法人立施設が補助率引き上げの対象となる地域の要件

- ・被災区域における被災施設(復旧費用が60万円(保育所については30万円)以上の施設に限る。)の割合が10分の1以上であること
- ・被災区域における一施設当たりの平均復旧費用が80万円以上であること

このほか、被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者等の復旧支援のため、事業再開に必要な備品などの諸経費を支援します。詳細はそれぞれ所管部局におたずねください。

2. 独立行政法人福祉医療機構による融資について

独立行政法人福祉医療機構による融資(福祉貸付)について、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とする等の優遇措置を行うために必要な予算を盛り込んだところで。 (別紙2参照)

なお、東日本大震災に伴う災害復旧貸付に関する詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構福祉医療機構のホームページに情報を掲載しております。また、専用の相談窓口も設けておりますので、積極的に御活用ください。

(参考2)

独立行政法人福祉医療機構ホームページ：<http://hp.wam.go.jp/>

福祉貸付についての融資相談窓口：0120-343-862

(平日9～19時、土日祝日9～17時)